

広島県社会福祉法人経営青年会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は広島県社会福祉法人経営青年会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は広島県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という）事務局の中に置く。

(目 的)

第3条 本会は広島県内に事業所を置く社会福祉法人の、青年役職員の資質向上と経営に関する研究、会員相互の交流等を図り、もって広島県社会福祉事業の一層の発展を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換や研鑽、交流並びに親睦会等の開催
- (2) 県経営協事業への積極的協力
- (3) 各種研修会、研究会への参加呼びかけ並びに実施
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(県経営協との関係)

第5条 本会は県経営協会則第14条に基づいて設置され、県経営協の指導を受ける。

- 2 本会の事業計画、予算、その他重要事項については県経営協と協議する。
- 3 会長は県経営協の承認があれば県経営協の会議に出席し、本会の会務について報告し、また助言を受ける。

(全国経営青年会との関係)

第6条 本会の目的達成のため、積極的に連携並びに協力をする。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 本会会員は、満50歳未満の役職員とする。

- 2 会員は満50歳に達した年度末にその資格を失う。
- 3 役員会が特に認めた時は、前項に関わらず満50歳以上でも会員となり得る。
- 4 会員は、役員会の審議を経て承認される。

(退 会)

第8条 会員が退会する時は、その理由を明らかにし、会長に文書をもって届けなければならない。

(除 名)

第9条 会員がその義務及び全国社会福祉法人経営者協議会の倫理綱領に反し、本会の名誉を損なった時は、役員会にて協議し、当該会員を除名できる。

第3章 役 員

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名以下、理事若干名、監事2名

(役員選出と任務)

第11条 役員は総会で選出され、その任務を果たす。

- 2 会長は本会を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は業務を代行する。
- 4 理事は総会の議決した業務を執行する。
- 5 監事は本会の監査を行い、総会に報告する。
- 6 会長、副会長、理事は役員会を構成し、総会の承認を経て、本会事業の計画・立案・運営等にあたる。

(任 期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、会長は、原則として再任しない。

- 2 役員が任期中に満50歳に達しても任期中は会員となり得る。
- 3 任期途中で選任された新役員の任期は当該任期の満了時までとする。

(顧 問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は県経営協会長の推薦を得て会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第4章 会 計

(会 費)

第14条 本会の年会費は会員一人あたり年額5,000円とする。年度途中の場合についても同額とする。

(助成金)

第15条 県経営協等から助成金を受け、本会の目的のために使用する。

(寄付金)

第16条 寄付金を受け、本会の目的のために使用する。

(会計年度)

第17条 会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

第5章 会 議

(総 会)

第18条 本会の議決機関は総会とする。

2 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画・予算に関わること
- (2) 事業報告・決算に関わること
- (3) 役員の選任・解任に関わること
- (4) 本会の運営の規定や改廃に関わること

3 総会は毎年1回以上、会長が召集し、議長はその都度会員より選任する。

4 総会は、会員の過半数の出席又は委任状の提出によって成立する。

5 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

6 会長は、明確な理由で会員の3分の1以上の要請があった時は、すみやかに総会を召集しなければならない。

7 特別の事情のあるときに限り、会長は文書または電磁的方法によって意見を求め、総会に代えることができる。

(役員会)

第19条 会長は必要に応じ、役員会を開催する。

2 特別の事情のあるときに限り、会長は文書によって意見を求め、役員会に代えることができる。

第20条 この会則に定めのないことについては、役員会で協議して決定する。

補 則

この会則の変更は総会出席者3分の2以上の賛同による。

付 則

1. この会則は平成10年3月16日より発効する。
2. 平成17年10月4日一部改正
3. 平成20年4月22日一部改正
4. 平成26年6月27日一部改正
5. 平成27年6月18日一部改正
6. 令和2年3月13日一部改正
7. 令和3年6月14日一部改正

設立当初の役員

本会設立当初の役員は次のとおりとし、任期は平成11年3月末日とする。

会 長	社会福祉法人	不動会理事長	尾野義宗
副会長	社会福祉法人	正蔵会理事長	
		藤江荘施設長	藤原晃哉
副会長	社会福祉法人	昭和愛育会理事	
		第二府中ひかり保育園施設長	原 孝
理 事	社会福祉法人	慈光会理事長	金尾哲也
理 事	社会福祉法人	広島新生学園	
		広島新生学園施設長	上栗哲男
理 事	社会福祉法人	一れつ会常務理事	
		せんだんの家施設長	小林義和
監 事	社会福祉法人	みどりの町	
		大和農園施設長	時實 茂
監 事	社会福祉法人	愛栄会	
		法人本部参事	岡田智子